



2013年9月6日 第2014-01号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 産業政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

「セーフティネット 保証5号」について 平成25年度第3四半期に対象となる業種を指定

➤ 制度の概要

セーフティネット保証5号とは、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた事業者が、以下の条件で信用保証協会の保証を利用できる制度です。(中小企業信用保険法第2条第4項第5項(※1))

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：0.7~1.0% (保証協会所定の料率)

(※1) 「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴い、平成25年9月20日以降(予定)は、第2条第5項第5号となります。

➤ 平成25年度第3四半期の指定業種について

平成25年10月1日から平成25年12月31日までの対象業種の指定にあたっては、現在適用しているソフトランディング措置(※2)を延長して適用し、別紙の業種が指定になりました。

(※2) 最近月の売上高等が、リーマンショック前比5%以上減少していること等

➤ 指定業種(一部)

製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)、鋼管製造業、磨棒鋼製造業、引抜鋼管製造業、伸線業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、鋳鋼製造業

250 2254 鍛工品製造業、鋳鉄管製造業、機械刃物製造業、鉄骨製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、金属製品製造業、はん用機械・装置製造業、機械工具製造業、金属工作機械製造業、光学機械用レンズ・プリズム製造業、半導体素子製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、空調・住宅関連機器製造業、民生用電気機械器具製造業、自動車車体・附随車製造業、船用機関製造業、ピアノ製造業、時計・同部分品製造業、楽器・楽器部品・同材料製造業、無線通信機械器具製造業、等。

➤ 問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 金融課 担当者：瀧島、高橋(一幸)、中
電話：03-3501-1511(内線 5271~5275) 03-3501-2876(直通)

詳細業種は、別紙 セーフティネット保証5号の指定業種を参照してください。